

令和元年 5 月 10 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

2019 年度 DMO の活動推進に向けたマーケティング強化事業
OTA サイト等との連携によるインバウンドマーケティング・訪日外国人来道者の動態調査
に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北海道の訪日外国人来道者数は、279 万人（出典元：平成 29 年度「北海道観光入込客数調査報告書」）と増加傾向にあります。また近年の傾向として、団体旅行から個人旅行（以下 FIT）へと旅行形態の変化が進んでおり、観光ニーズも定番観光から、北海道の食・文化・体験等を楽しみたいなど、多様化しつつあります。今後、更なるインバウンドの誘客を促進するためには、リピーターの確保、閑散期の需要創出、観光客の道央偏在を解消する道内各地域への誘客推進など、FIT に向けた施策の強化が重要です。

つきましては、当機構では、効果的なプロモーション方法を構築するため、OTA(Online Travel Agent)等との連携による来道外国人に対するマーケティング戦略の策定を実施することとしておりますが、先ずビッグデータを活用した来道外国人観光客の動態調査を実施し、外国人の動向を調査・分析することで、外国人の嗜好にマッチする新たな観光コンテンツを抽出することを目的とした、標記事業に係る企画提案を募集することといたします。

敬具

記

1. 事業名 2019 年度 DMO の活動推進に向けたマーケティング強化事業
OTA サイト等との連携によるインバウンド向けマーケティング・訪日外国人来道者の動態調査
2. 業務委託期間 契約締結日～令和元年 8 月 30 日（金）
3. 業務委託内容 下記事業の企画提案・実施
ビッグデータを活用した来道外国人観光客の動態調査
4. 事業費 4,950,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
5. 事業説明会の実施 事業詳細に関する説明会は実施しません。
事業全体に関する質問等については、下記担当者までご連絡ください。
6. スケジュール（予定）
令和元年 5 月 10 日（金） 公示・観光機構 HP に掲載
5 月 17 日（金） 企画提案参加表明締切
5 月 31 日（金） 企画提案の受付・受領期限
6 月上旬 企画提案の審査、委託事業者決定

6月上旬 契約締結・事業開始

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

以上

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

マーケティング部 担当：川村

TEL：011-231-6736 FAX：011-232-5064

e-mail：s_kawamura@visithkd.or.jp

「2019 年度 DMO の活動推進に向けたマーケティング強化事業」
OTA サイトとの連携によるインバウンド向けマーケティング・訪日外国人来道者の動態調査
企画提案募集要項（企画提案指示書）

1. 目的

北海道の訪日外国人来道者数は、279 万人（出典元：平成 29 年度「北海道観光入込客数調査報告書」）と増加傾向である。近年の傾向として、団体旅行から個人旅行（以下「FIT」という。）への旅行形態の変化が進んでおり、観光ニーズも定番観光から、北海道の食・文化・体験等を楽しみたいなど多様化しているため、更なるインバウンドの誘客を促進するには、来道者の属性や市場毎の嗜好性・ニーズに合わせた施策の強化が重要である。

目的に合った旅行を求める FIT は訪日外国人観光客の約 80%（観光庁調べ）を占め、今後は「どのように FIT を攻略するか」がインバウンドマーケティングの鍵であることから、当機構では、OTA（Online Travel Agent）等と連携し、精度の高い来道客市場予測を行うためのマーケティングプランを設定・実施し、そこから導き出されたマーケティング戦略を策定し、セミナー等を通じて道内において情報共有を図ることとしている。

当事業では、効果的なプロモーション方法を構築するため、OTA 等との連携によるマーケティング戦略の策定を実施するに際し、先ずビッグデータを活用した来道外国人観光客の動態調査を実施し、外国人の動向を調査・分析することで、外国人の嗜好にマッチする新たな観光コンテンツを抽出することを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 日本国内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

(3) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第

6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 委託事業費(上限)

4,950,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間:契約締結日~令和元年8月30日(金)

(1) 業務スケジュール

5月10日(金):公示・観光機構HPに掲載

5月17日(金):企画提案参加表明

5月31日(金):企画提案の受付・受領期限

6月上旬:企画提案の審査、委託事業者決定

6月上旬:契約締結・業務開始

(2) 業務完了日

令和元年8月30日(金)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務を含む)。

7. 業務内容

【対象市場】

シンガポール、台湾、韓国、タイ

(1) ビッグデータを活用した、来道外国人の行動分析

・分析内容

① 属性:国籍、性別、年齢、来道経験の有無、同行者など

② 訪問施設、宿泊施設の時間帯別訪問分析

③ 周遊ルートの滞在日数別分析

④ 市場毎のテーマ別目的地ランキング(上位20位)

⑤ 出入国場所又は来道経路

⑥ 国籍別ペルソナ設定

・サンプル数

サンプル数に関する考え方を企画提案書に明記すること。

(2) 8~3月期にOTAと連携して実施する予定の、具体的マーケティング戦略策定に向け、上記行動分析を基に現状整理を行う

(3) 業務委託内容の実施に基づく効果測定、報告

① 最終報告書(概要版(サマリー)を含む)の作成

② 最終報告書は、8~3月期にOTAと連携して実施する予定の、具体的マーケティング戦略

策定に使用、ならびに観光機構主催のセミナーでの活用等を行うため、紙およびデータにて観光機構に報告すること。

(4) 上記以外でマーケティング強化に資する企画の提案・実施

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

(1) 表明期限：令和元年 5 月 17 日（金） 午後 5 時

(2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光振興機構 マーケティング部
(担当：川村) e-mail：s_kawamura@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：E メールにて、上記アドレスへ参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項を A4 サイズ 1 枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

過去 3 年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお観光機構発注の実績については記載を要しない。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制について、具体的に記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各項目の明細を記載すること。

※受託事業者職員の人件費を見積書に記載すること。

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格は A4 版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページ A3 用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は 1 社 1 提案とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5 部（会社名、業務従事者名を記載したもの 1 部、記載しないもの 4 部）

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 マーケティング部
(担当：川村) TEL：011-231-6736
- (3) 提出期限 令和元年5月31日(金) 午後5時
- (4) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(提出期限必着)すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行う。
- (2) 企画提案を提出する事業者が5社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位4社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途通知する。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
企画提案内容が、事業目的・マーケティング戦略策定に資する分析イメージに合致し、効果的な内容となっているか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
業務遂行に十分な知識・経験があり、業務を遂行する能力があると判断できるか。

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 業務遂行にあたっては、観光機構と連携・調整を密に行い、その都度、観光機構と協議すること。
- (3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した成果品等、当該事業実施の際に発生した著作権は、観光機構に帰属するものとする。

15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。

以 上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「2019年度DMOの活動推進に向けたマーケティング強化事業 OTA サイト等との連携によるインバウンド向けマーケティング・訪日外国人来道者の動態調査」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「2019年度DMOの活動推進に向けたマーケティング強化事業 OTA サイト等との連携によるインバウンド向けマーケティング・訪日外国人来道者の動態調査」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)

(代表者)

印

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者)

印

構成員 (所在地)

(名称)
(代表者)

印